

第4回 忠岡町クリーンセンター整備運営委員会 会 議 録

開催日時	平成 30 年 4 月 17 日（火） 13：30～15：45
開催場所	忠岡町シビックセンター本館 3 階 小研修室
委 員	委員 7 名出席
事務局等	和田町長、軒野（住民部長）、奥村（生活環境課長）、上田（生活環境課主幹）、藤原（生活環境課主幹）、中定（秘書人事課長） 山本（株式会社環境技術研究所）
議 事	1) 開会 2) 委員長挨拶 3) 町長挨拶 4) 今後の方向性について 5) 実施方針の決定について 6) その他 7) 閉会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会 次第 ・ 資料 1：類似団体のごみ焼却施設の状況について ・ 資料 2：自治体が組合に途中加入した事例 ・ 資料 3：自治体が組合に途中加入した事例（奥多摩町の西秋川衛生組合への加入） ・ 参考資料（財政課）：財政収支の見通しの推移 ・ 前回資料 5：契約手法の比較 ・ 第3回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会会議録

第4回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会

平成30年4月17日

■次第1 開会

(午後1時30分)

■次第2 委員長挨拶

委員長から挨拶

■次第3 町長挨拶

町長から挨拶

■次第4 今後の方向性について

事務局による配布資料の確認

議事に入る前に、委員長より会議録の署名人2名を指名

事務局から資料1に基づき類似団体のごみ焼却施設の状況について、資料2に基づき自治体が組合に途中加入した事例について、資料3に基づき自治体が組合に途中加入した事例（奥多摩町の西秋川衛生組合への加入）について説明

○委員A この類似団体では、広域化の協議を進めているのか。

○事務局 これから、我々がやっているような勉強会を始めるという状況である。

○委員B 借り入れの返済も含めて、ごみ処理にどれだけお金をかけているかについても判断材料のひとつになるのではないか。

○事務局 予算の組み方自体が忠岡町と違う。粗大ごみについては全く焼却炉に入らず、集積所に集めてそこから外部委託で処理している。従って、予算費目としての衛生費の組み方と、忠岡町のクリーンセンター費の組み方など団体によって考え方が違うので、他の団体と単純に比較すること自体が、やはり難しいという結論である。

○委員B 資料3を示す意図は何か。

○事務局 忠岡町が現在進めているような委託で広域処理を実現した事例というものがあまり見受けない中で、資料3の奥多摩町議会の議事録のとおり、このような議事録とし

て表に出てくるまでには、団体間で相当の期間にわたり水面下で協議してきているのではないかと考えられ、広域化を実現するにはやはり相応の時間がかかるということを示している。例えば今、仮に広域化の合意が得られたとしても、元々我々が目算していた平成36年4月の目標というのは、強ち間違っているわけではないと判断できる。

○委員 G 資料3の中に、「処理の老朽化に伴い、平成23年から27年の5カ年で新しいごみ処理施設をスタートする」という記載があることから、建て替え等で加入を目指してもそのくらいの期間がかかるのであれば、何も無いところに入って行くのは、かなり難しい部分があることが資料から分かる。

○委員 A 例えば兵庫県の広域化は、町村合併に伴って進んできたものがほとんどで、途中から加入するというのは、事例もなく難しいと思われる。

これまでの委員会を踏まえて、今回最終的な方向性を委員会で示すにあたり、追加で参考資料の提示を行うため、暫時休憩とする。

(休憩)

再開後、参考資料（財政課）に基づき財政収支の見通しの推移について説明

○委員 E 平成31年度以降のごみ処理契約方法については、まず、単年度契約であっても、長期包括契約であっても、住民が安心してごみを搬出でき、快適な生活を保障しなければならないことを考えると、いずれの契約方法にしても早期に延命化工事が必要であるということであった。

また、延命化工事を行いながら、ごみ処理委託を単年度契約で行うことについては、委託事業者が毎年入れ替わる可能性があり、機器の保証や責任の所在が明確化できなくなるというデメリットがあるということであった。

次に、広域化への移行については、平成36年度を目標にしているものの、現時点では目標年次までに搬入ルート住民との協定締結ができるということが未確定であるため確実に広域化へ移行できるという保証がなく、加えて、ごみ処理経費についても現行の処理経費を下回るということが未確定であるということであった。

これらのことから、次期契約方法については、長期包括契約が望ましいと思うが、何年の契約期間が良いのかということについては、手元の参考資料を見ると理解頂けると思うが、忠岡町3月時点の財政収支見通しを基本として、ごみ処理施設保全等計画で試

算している延命化工事経費などに置き換えると、5年の包括契約では地方債の償還額が大きく、実質収支額がその間は3億円程度となることにより、まちづくりを進めていくには財源が不足すると考えられるため、やはり10年の契約期間が必要であると思う。

また、現クリーンセンター自体の耐用年数が後10年程度であるということ、及び次期包括委託契約が満了する時点において広域化に移行する以外に方策がないということから、早期に移行に向けた手続を進めるとともに、現クリーンセンター施設の整理に向けて、売却を含めた検討も同時に進める必要があると思う。

○委員 A これまでの他の事例を含め、ごみの広域化が不透明ということと、ごみ処理施設の事業経緯、また予算、財政状況等を勘案すると、運営形態は長期包括で、しかも10年程度の長期包括が一番妥当だという結論になると思う。

以上を踏まえて、今後の方向性としては10年間の長期包括で施設の運営管理を進めていく方向でこれ以降の検討を進めるものとし、本委員会として結論付けるものとする。

■次第5 実施方針の決定について

事務局から前回資料5に基づき契約手法の比較について説明

○委員 A 最近はメーカーだけでなく、維持管理を主とした事業者も増えているが、今回は複数社が応募ありそうか。

○事務局 現時点では、問い合わせ等は特段ない状況である。

○委員 A 今後のスケジュールとして、進めていく中で議会承認が必要と思うが、どのようになっているか。

○事務局 どれだけ早急に作業を進めても年内での議決は厳しいと考えており、最短でも来年1月の臨時議会での承認を考えている。

○委員 A 忠岡町では、公募型のプロポーザル随意契約方式の契約は認めるということが良いか。

○事務局 はい、認めている。

○委員 A 技術的な部分を重視していること、また、現状から複数社の応募が見込めるかということを経済的に勘案すると、最終的に価格交渉することができるプロポーザル随意契約方式の採用が望ましいと考える。

以上を踏まえて、実施方針としては、プロポーザル随意契約方式として進めていくものとする。

■次第6 その他

事務局から今後の事業者の募集に向けたスケジュール等について口頭説明

○委員D 予定価格は公表するのか。

○事務局 予定価格は募集時に公表することを考えている。本来の積算基準に基づいて算出したうえで予定価格を決定していく予定である。

○委員F もしも不調になるとその後はどうなるのか。

○委員A 不調になると、同じ契約内容では募集できないので変更が必要だが、作業的に同一年度に募集できないということになり、数カ月以上遅れることもあり得る。

○委員F 不調に終わった場合、その期間の現施設の運転はどうなるのか。

○委員A 現契約を変更し延長するか、延長期間のみ契約して運転を続けてもらうようになるのでは。

○委員B 契約延長の規定とかを、最初の契約時に盛り込んでいるのか。

○事務局 現契約には盛り込んでいない。

第3回の会議録について確認

会議資料の公開、非公開の確認

- ・資料1の類似団体のごみ焼却施設の状況について、団体名が特定できる情報は、非公開とする。

■次第7 閉会

(午後3時45分)